

# 未適用会計基準の注記を忘れずに 収益認識基準における 開示上の留意点

PWCあらた有限責任監査法人  
公認会計士

浅井 敬子

## 【この章のエッセンス】

● 3月決算会社は、改正収益認識基準等を2021年3月期から早期適用できる。改正収益認識基準等では、収益認識に関する多岐にわたる開示が要求されている。

● 改正収益認識基準等を2021年3月期から早期適用しない場合、未適用の会計基準等に関する注記が必要である。

## はじめに

企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」という)は、2020年3月31日、改正企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」等(以下、「改正

収益認識基準等」という)を公表した。これは、2018年3月30日に公表した企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」等(以下、「収益認識基準等」という)を改正して、主として収益認識に関する表示および注記事項の定めを追加したものである。また、改正収益認識基準等の公表を受けて、金融庁は、2020年6月12日、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等を改正し、収益認識に関する表示および注記事項の定めを追加した。さらに、財務省は、2020年8月12日、会社計算規則を改正して収益認識に関する注記事項の定めを追加した。

改正収益認識基準等は、2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用されるが、2020年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から早期適用することもできる。また、追加的に、2020年4月1日から2021年3月30日の間に終了する連結会計年度および事業年度の年度末に係る連結財務諸表および個別財務諸表から早期適用することも認められている。たとえば、3月決算会社は、2021年3月期から早期適用することができる。ただし、年度末からの早期適用は、2020年4月1日から2021年3月30日の間に終了する年度の年度末からのみ認められているため、3月31日決算会社は2021年3月期の年度末から早期適用することはできず、2021年3月期に早期適用するには期首から早期適用している

必要がある。

本章では、3月決算会社が2021年3月期より改正収益認識基準等を早期適用する場合に今3月決算において要求される開示を中心に解説する。また、改正収益認識基準等を早期適用しない場合に今3月決算において要求される開示についても解説する。最後に、2020年12月に公表された企業会計基準適用指針公開草案70号「収益認識に関する会計基準の適用指針(案)」について簡単に言及する。

なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることを申し添える。

## 改正収益認識基準等を 2021年3月期より 早期適用する場合

改正収益認識基準等を2021年3月期より早期適用する場合に、今3月決算において開示が要求される注記事項の一覧は、図表1のとおりである。四半期では(1)会計方針の変更に関する注記、および(3)収益認識に関する注記の①「収益の分解情報」のみが要求されているため、これら以外の注記事項は今3月決算で初め